

情報最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ

指定ごみ袋  
粗大ごみ処理券の配布

平成17年度分の指定ごみ袋および粗大ごみ処理券は、自治会等を通じて配布します。

自治会等に未加入のかたへは、3月下旬に「指定ごみ袋引換券」を送付していますので、引換券を持参のうえ、6月30日(木)までに担当課へ取りに来てください。7月以降に取りに来られた場合は、段階的に配布枚数が減少します。

自治会等の未加入者で引換券が届いていないかたは、担当課へ申し出てください。

■配布枚数(全世帯一律)  
もえるごみ指定袋 大110枚(5人以上の世帯で希望する

場合は、30枚まで追加配布できます)

もえないごみ指定袋 大20枚  
粗大ごみ処理券 10枚

指定ごみ袋および粗大ごみ処理券は、1年分を一括して配布しています。使いきった場合は、次年度の配布まで1枚100円で購入していただくこととなります。

なお、合併前に配布していた指定ごみ袋は、引き続き使用できますが、粗大ごみ処理券については記載された期限までしか使用できません。

■受付・問合せ

○市庁舎別館衛生課廃棄物対策係 (内線2452)

○東予総合支所市民生活課生活環境係 (内線155)

○丹原総合支所市民生活課生活環境係 (内線209)

○小松総合支所市民生活課生活環境係 (内線132)

資源リサイクル奨励補助金を交付します

家庭ごみの減量化と再資源化推進のため、資源物の集団回収を行う団体に対して、回収量に応じた補助金を交付します。

事前に団体の登録を行っていただく必要がありますので、担当課へお問い合わせください。

■補助対象の団体・要項

○営利を目的としない地域住民20人以上で構成する団体であること

○市内のリサイクル業者に持ち込むこと

○回収にかかる経費はすべて団体が負担すること

■補助金額 1kg当たり4円

■補助対象の資源物

新聞、雑誌、段ボール、スチール缶、アルミ缶

※事業活動に伴う資源物は対象となりません。

■問合せ

○市庁舎別館衛生課廃棄物対策係 (内線2452)

○東予総合支所市民生活課生活環境係 (内線155)

○丹原総合支所市民生活課生活環境係 (内線209)

○小松総合支所市民生活課生活環境係 (内線132)

生ごみ処理機・処理容器の購入者に補助金を交付します

生ごみの減量や堆肥化を推進するため、生ごみ処理機・処理容器を購入する世帯に補助金を交付します。

申請方法など、詳しくは市庁舎別館衛生課または各総合支所市民生活課へお問い合わせください。

■補助金の内容

- 生ごみ処理機  
購入費の2分の1(上限2万円)  
1世帯1基まで
- 生ごみ処理容器  
購入費の2分の1(上限3000円)  
1世帯2基まで

固定資産課税台帳の閲覧  
土地・家屋の価格等の縦覧

■期間 4月1日(金)～5月2日(月) 8時30分～17時15分

■場所 市庁舎本館資産課税課および各総合支所税務課

平成17年度は、据置年度に当たるので評価替えはしていませんが、一部地域で土地の下落修正をしています。また、平成16年に新築や増築をした家屋、地目変更や分筆・合筆をした土地は、新たに価格を決めています。

■固定資産課税台帳の閲覧対象者 納税義務者または賃借権およびその他の使用収益を目的とする権利者

※期間以外に閲覧する場合は手数料が必要となります。

■土地・家屋価格等の縦覧対象者 納税義務者またはこれに準ずるかた

■記載内容

○土地価格等縦覧帳簿  
土地の所在、地番、地目、地積、評価額

○家屋価格等縦覧帳簿  
家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、評価額

※期間以外に縦覧することはできません。

■問合せ

○市庁舎本館資産課税資産課税第1・2係(内線2274)

○東予総合支所税務課資産課税係 (内線125)

○丹原総合支所税務課資産課税係 (内線215)

○小松総合支所税務課資産課税係 (内線113)